

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2022 年 3 月 25 日

パナソニック株式会社

2022 年 3 月 25 日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地
パナソニック株式会社
代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規

当社は、2021 年 5 月 31 日付でパナソニック ハウジングソリューションズ株式会社との間で吸収分割契約を締結し、2021 年 7 月 19 日付、2021 年 8 月 27 日付、2021 年 9 月 9 日付及び 2022 年 2 月 24 日付で会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示を行いましたが、同条第 5 号イに定める事象が生じたので、同条第 7 号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は 2021 年 7 月 19 日付「吸収分割に係る事前開示書面」の項目番号と対応しております。

記

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

以下の事項を追加いたします。

- 「7) 当社は、2022 年 4 月 1 日付で持株会社制に移行することに伴い、2022 年 3 月 25 日付で、株式会社三井住友銀行との間で、特殊当座借越契約を締結しました。当社は、当該契約に基づき、2022 年 3 月 31 日付で合計 3,000 億円の借入れを行う予定であり、かかる借入れに基づく借入債務は、本吸収分割及び上記 2) 記載の各吸収分割契約（上記 2) ⑧のパナソニック スポーツ株式会社との間の吸収分割契約を除きます。）に基づき各吸収分割承継会社に承継されたうえで、2022 年 4 月 1 日に返済される予定であります。」

以上